財産分与請求調停の申立てについて

１　はじめに

財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際又は離婚後に分けることをいいます。

離婚後、財産分与について当事者間の話合いがまとまらない場合や話合いができない場合には、離婚の時から２年以内に家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、財産分与を求めることができます。調停手続を利用する場合には、財産分与請求調停事件として申立てをします（離婚前の場合は、夫婦関係等調整調停（離婚）の中で財産分与について話合いをすることができます。）。

調停手続では、夫婦が協力して得た財産がどれくらいあるのか、財産の取得や維持に対する夫婦双方の貢献の度合いはどれくらいかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話合いが進められます。

なお、話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

２　申立てに当たって必要なもの

⑴　家事調停・審判申立書（財産分与請求）（裁判所提出分と相手方送付分（コピー））
⑵　事情説明書
⑶　送達場所の届出書　　※⑴～⑷は必要事項を記入したもの
⑷　進行連絡メモ
⑸　離婚時の夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）（離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの）
⑹　夫婦の財産に関する資料（不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳写し又は残高証明書等）
⑺　収入印紙　１２００円分
⑻　郵便切手　合計１２５０円分（内訳：１４０円×１枚、１００円×２枚、８４円×５枚、５０円×５枚、２０円×５枚、１０円×１０枚、５円×５枚、１円×１５枚）

※　審理のために必要な場合は、追加書類等の提出をお願いすることがあります。

３　申立書の記入の仕方について

この説明書及び記入例を参考にしてください。

４　申立人と相手方について

離婚した元夫又は元妻が申立人となり、他方が相手方となります。

５　申立書等の提出先について

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

６　申立て後の手続について

調停の申立てがあると、調停委員会が、双方から事情や意見を十分に聴き、双方が納得のいく適切な解決ができるように話合いを進めます。また、必要に応じて、調停が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。

家庭裁判所から調停期日等の呼出しがあったときには、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

７　問い合わせ先

〒５４０－０００８　大阪市中央区大手前４丁目１番１３号
大阪家庭裁判所　家事受付係　　電話０６－６９４３－５７４５

R5.9.15